

事務連絡
令和4年9月2日

各都道府県水道行政担当部（局） 殿
各厚生労働大臣認可水道事業者 殿
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 殿

厚生労働省
医薬・生活衛生局 水道課

水道整備・管理行政の厚生労働省からの移管について（情報提供）

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

政府では、次の感染症危機に備え、感染の初期段階から効果的に対策を講ずるための司令塔機能の強化や保健・医療提供体制の方向性について、本年6月に新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」として決定しました。

今般、上記決定に基づく司令塔機能強化及び保健・医療提供体制に係る対応として、「1. 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正」、「2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果的な実施」、「3. 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化」、「4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し」として決定されました。

「4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し」において、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管することが盛り込まれています。スケジュールなどの詳細は別添資料を御参照ください。

各都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者への情報提供をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

【別添資料】

資料1-1：新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策

資料1-2：新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策（概要）

（問い合わせ先）
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課（鈴木）
TEL：03-5253-1111（内線：4013）